

# 一時保護の手続等の在り方に 関する検討会 提出資料

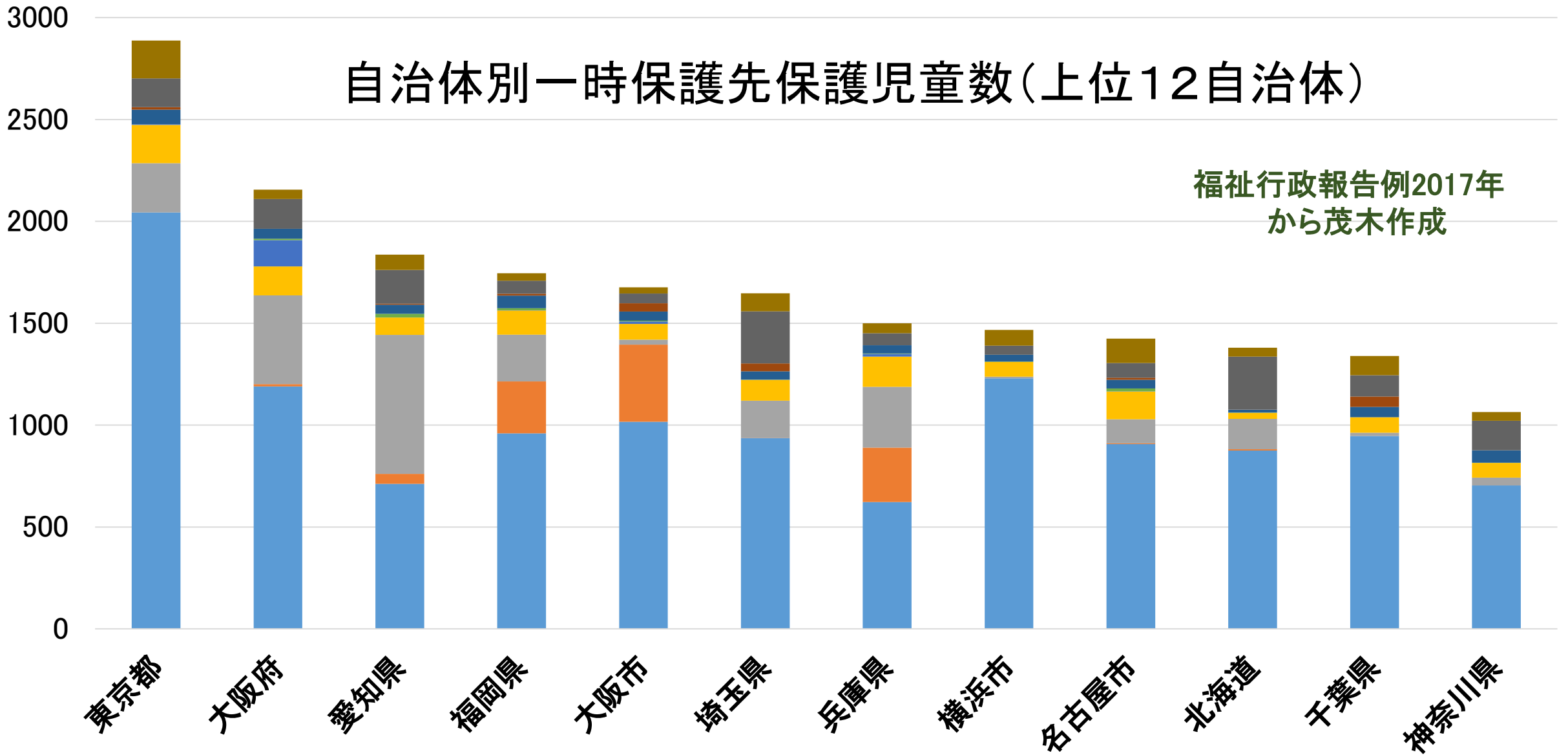
江戸川区子ども家庭部一時保護課長

茂木健司



# 自治体別一時保護先保護児童数(上位12自治体)

福祉行政報告例2017年  
から茂木作成



- 所内総数
- 児童自立支援施設
- 里親
- 警察等
- 児童心理治療施設
- その他
- 児童養護施設
- 障害児関係施設
- 乳児院
- その他の施設

①一時保護所定員超過の問題

②長期化の要因は

# 一保の定員超過入所はなぜ起きているのか

○一時保護所の定員設定が適切か？

自治体規模や相談件数に比べて

現状のまま定員増は？ 最低基準に抵触！ 新設以外の施設は基準未達成

○一時保護を必要とすることの判断は適正か？

養育支援としてのショートステイも一時保護所に対応している。

一時保護は原則保護所という規定は外れたので、一保で行う必要性の検討がより重要になっている。

○身柄つき通告⇒一時保護が急増 全体の68%占める自治体も

○一時保護を決定するものと、受け入れ決定するものが同一⇒所長は又裂き

定員超過という不適切性よりも保護することが優先される決定

定員超過の不適切性の改善を機関の長が徹底できない制度的構造

ほかの機関は依頼された時、定員超過なら受け入れない。

児童養護施設等は定員を超えて入所させるときは県との事前協議が必要だが、

一保では定員超過はフリーパス。(だれも責任取らない?)

# 入所定員をどのように考えるべきか

## 〇〇人までは入れる？〇〇人を超えて入れない？

- 超過定員の船は沈む 船長は刑事罰
- 超過定員の飛行機は飛ばない、墜落する
- 乗用車で定員超過だけでは、誰も何の不利益を被っていないが、重大な事故が起こるおそれがあるので取り締まり対象。
- 電力供給においては予備率が一定以下になると、大規模停電が起きる可能性が非常に高まるため、従来以上に節電を呼びかける。
- 消費電力のピーク時が発電所整備の基本
- 堤防の高さは、200年に一度の洪水(津波)に備えて計画される。

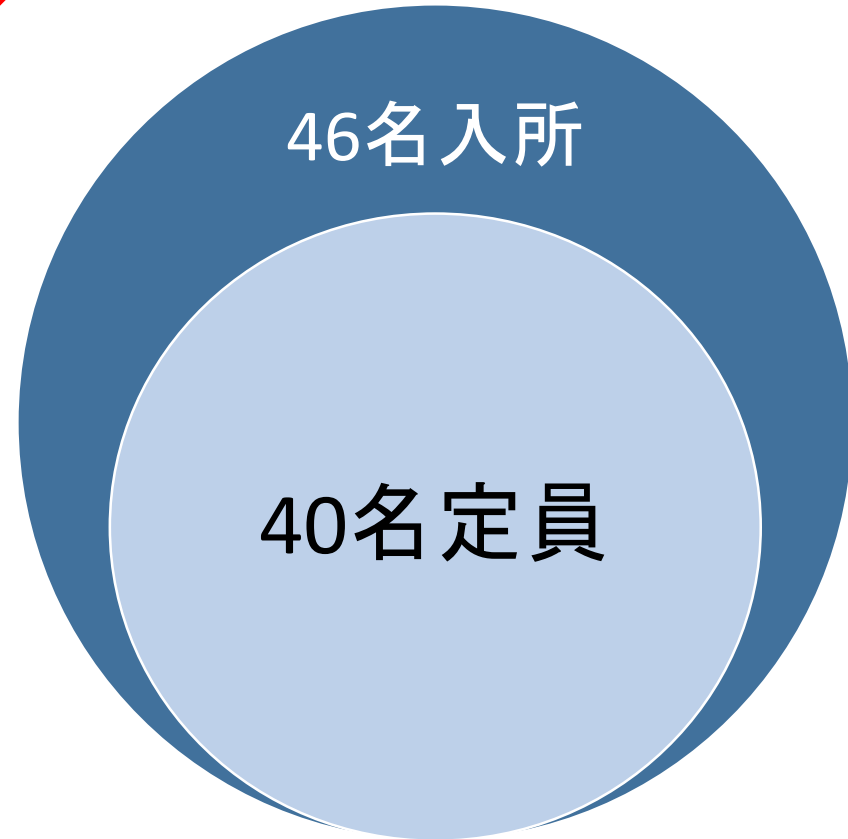
- 児童福祉司の習性で保護所が入れてくれるというなら定員超過を問題にしない。それを推進するSVや所長も少なくない。定員超過は組織的に行われている現実がある。
- 「年間平均入所率が～中略～ ～以上になるのは、一時保護の機能を果たしていないので、60%や70%というのが理想的で、いつでも一時保護できるようにしておく必要」との児童虐待防止対策のあり方に関する検討委員会委員の指摘がある。
- 定員超過で何が起こるかを指摘できるのは現場だけ。ただし、保育士・指導員が大変という理由ではない。

# 定員超過(子ども集団の大規模化)は何が問題か

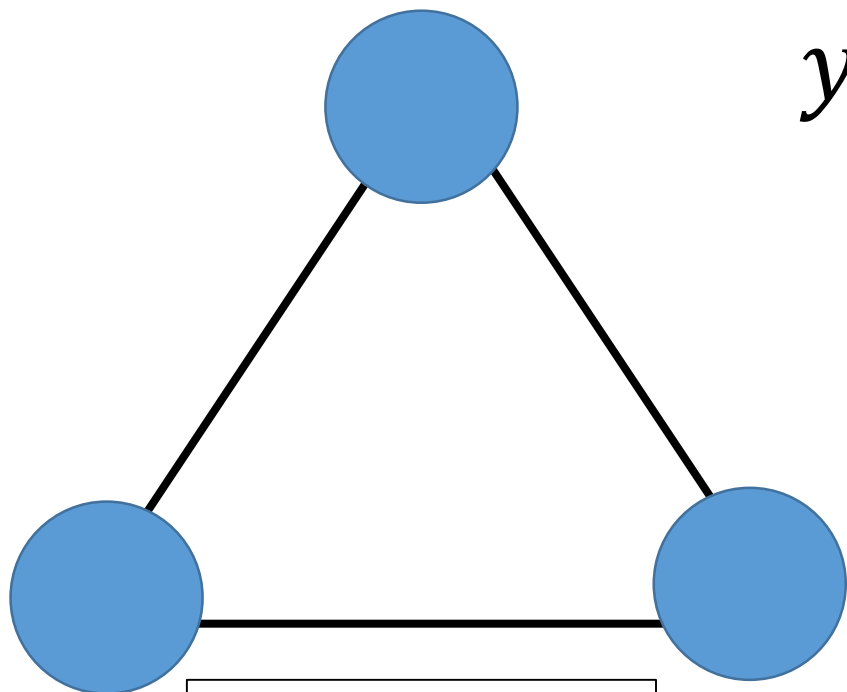


入所率133%

どちらがハイリスク？



入所率115%



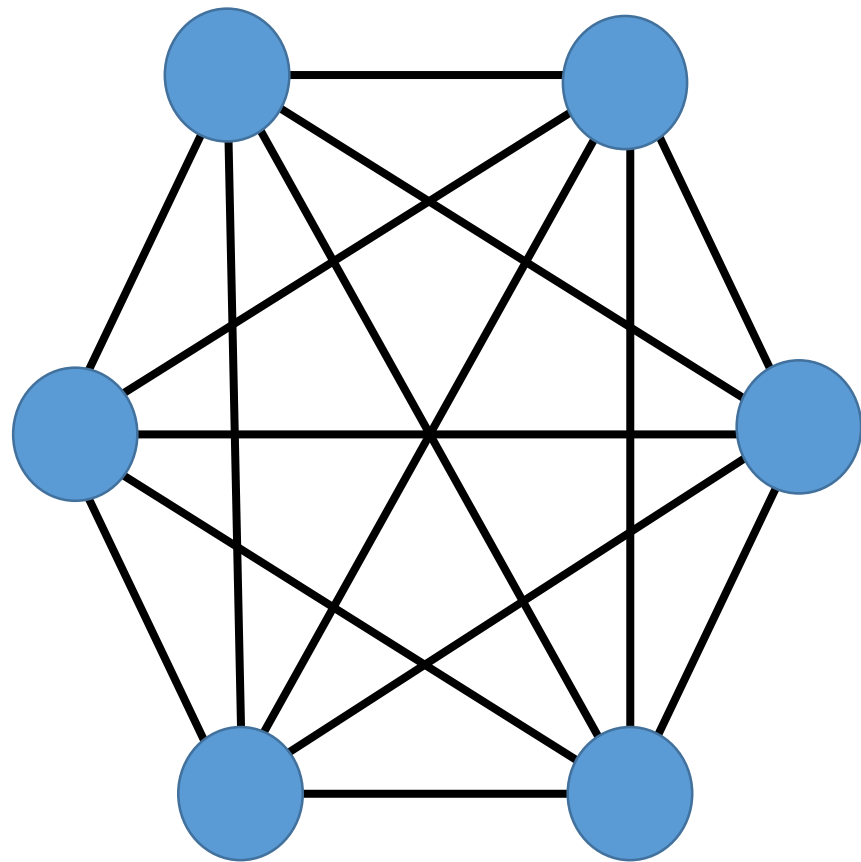
3人の集団で二人の人間関係の数は3

$$y = \frac{x(x-1)}{2}$$

$$= \frac{1}{2}x^2 - \frac{1}{2}x$$

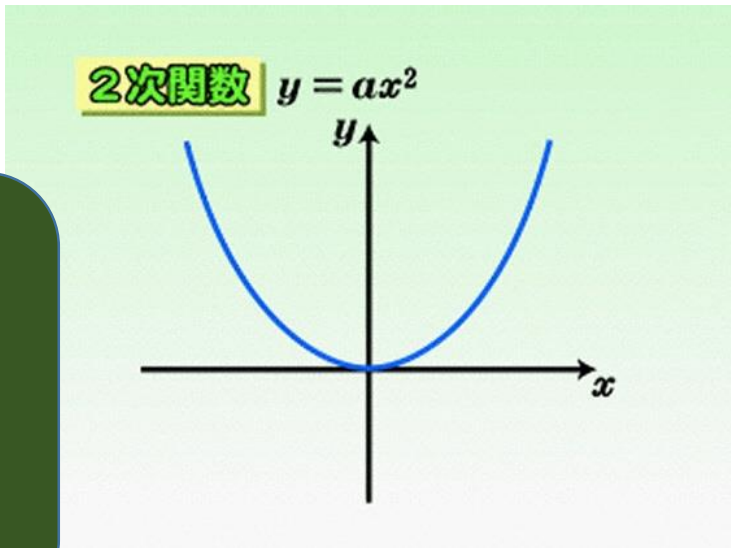
$${}^m C_n = \frac{{}^m P_n}{n!}$$

$m$  個から  $n$  個とる組み合わせの数の公式



6人の集団で二人の人間関係の数は15

集団の人数が少し増えただけで、問題勃発は、非常に増える





# 一保の定員超過入所は何が問題か

○一時保護所の定員超過は、多くが大規模一時保護所で起きています。入所児童数の大規模化は、保護児童の安全安心を保障できずに虐待からの回復に有害である。

○施設最低基準改定で一人当たりの居室面積の拡大や一部屋当たりの人数を減らしたのは、このようなエビデンスに基づくものである。

○ケアワーカーの子どもへの不適切な対応や施設内虐待を誘発する。

○プライマリーケアにとって施設や一時保護など二度と来たくない子どもが思ってしまったら、完全な失敗。マイナス体験は施設ケアを困難にする。

# 定員超過(子ども集団の大規模化)は何が問題か

- 一人当たりの専有面積が狭くなる・過密状態
- 集団が大きくなることによる諸問題
- 騒がしさ 聴覚過敏の子どもにとって大変な問題
- 人間関係の複雑化、量的過大さ   トラブルは同時多発的  
⇒ 子どもの権利保障、回復に有害  
一時保護が「過酷体験」⇒大人からの支援を拒否する
- 職員は管理面に力点を置かざるを得ない。バーンアウトのリスク
- 職員が余裕がなくなる。バーンアウトのリスク

# 一時保護所の入所定員の考え方

- 「定員まで入れる」でも「定員を超えては入れない」でもない
- 多様性の極めて高い児童集団においては、「**好条件がすべて整った時に入所できる児童数の限度**」である。
- 悪条件の子が増えれば、その分、入所可能数は減っていく。  
悪条件の子⇒ 2～3歳児 障がい児、疾病児 適応困難な子  
入所に納得してない子 暴力のある子

## 対策1

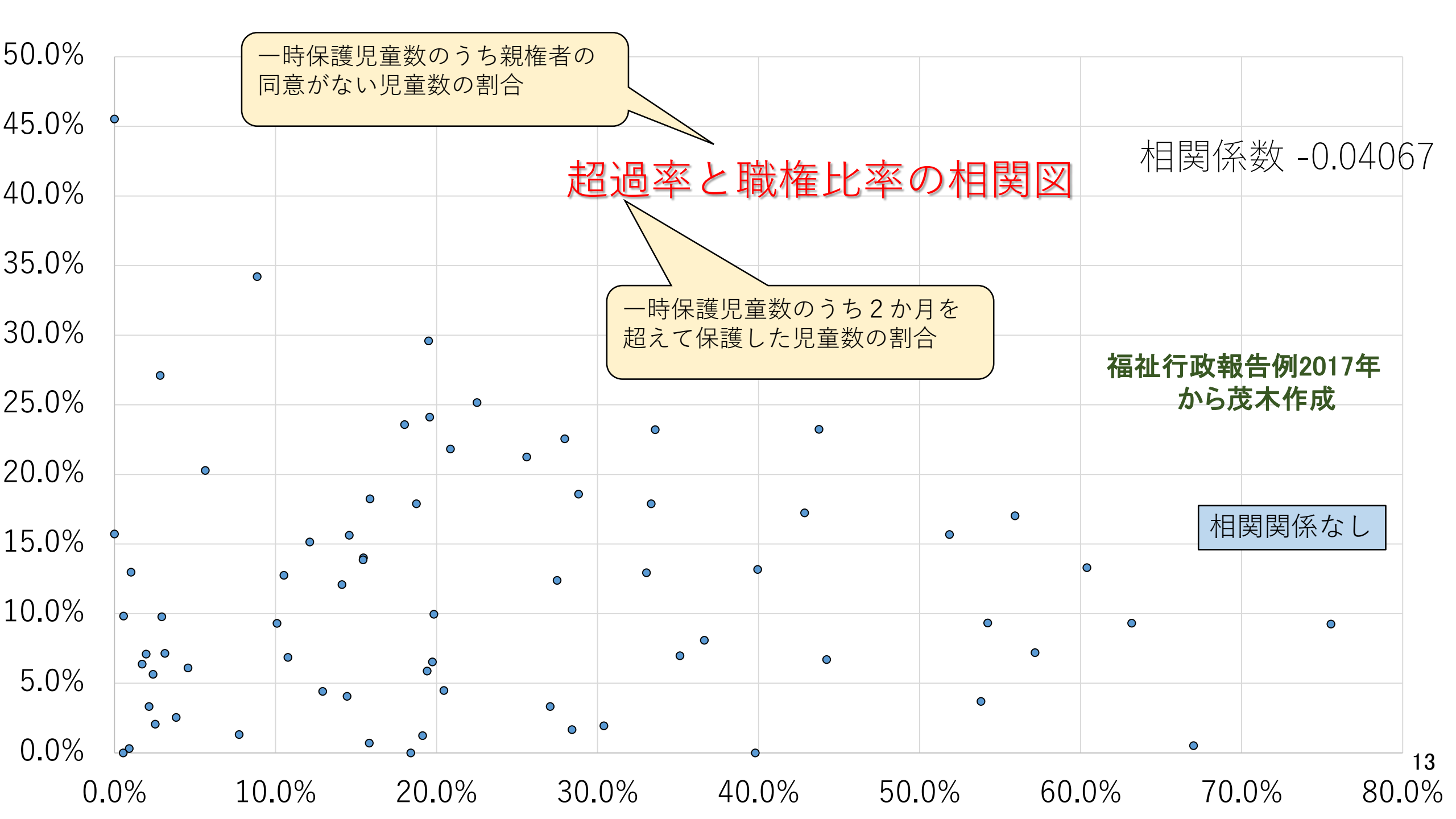
子どもの特質に応じて点数をつけて、健康性の高い子を1点、困難性のある子はその度合いや内容に応じて、1.5点、2点、3点などとし、定員30名なら総得点が30点以下になるような指標作成することも、一つの考え方。

## 対策2

一時保護の入所退所など定員管理を一元的に行う方法 ⇒ 一保現場の士気低下

①一時保護所定員超過の問題

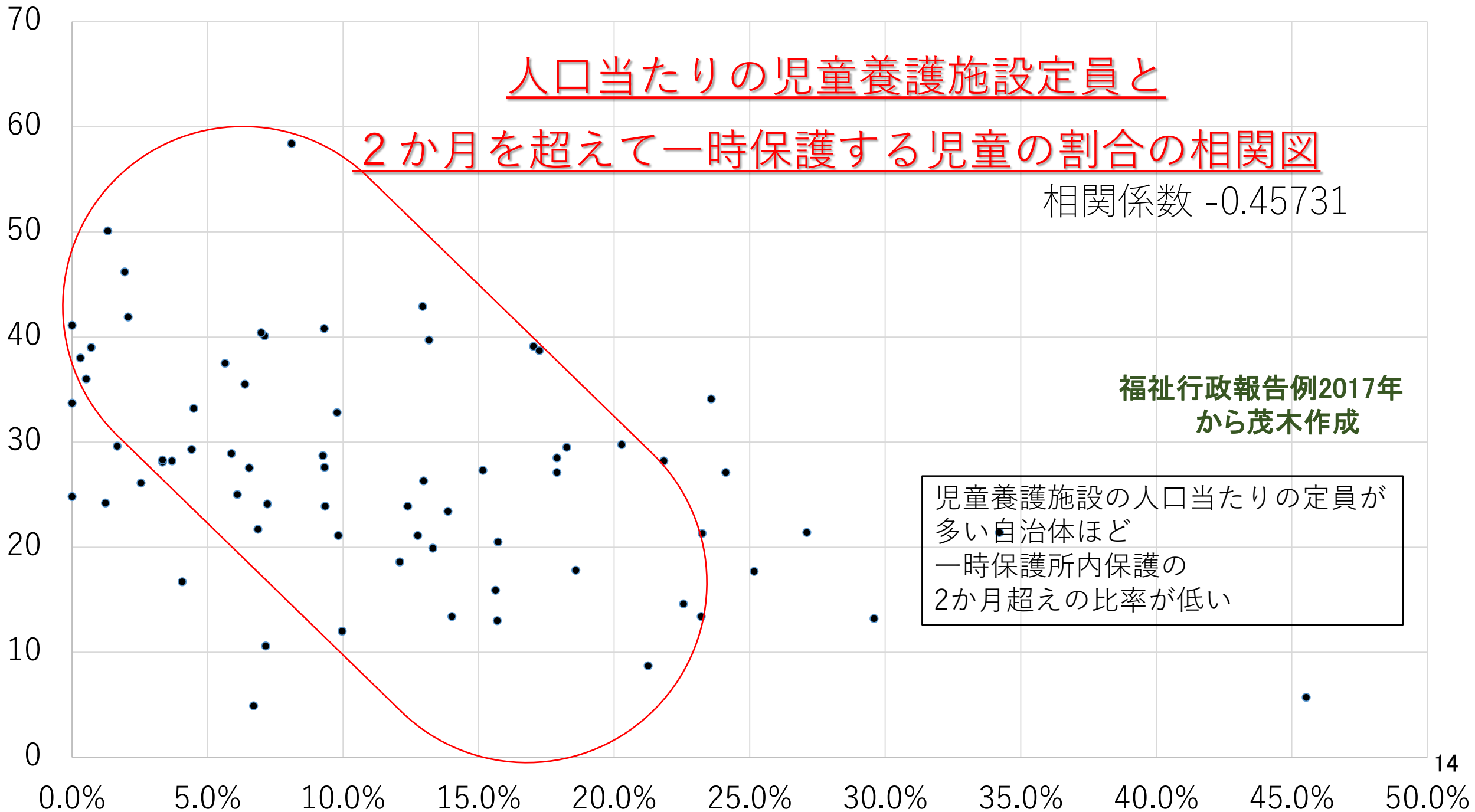
②長期化の要因は



# 人口当たりの児童養護施設定員と

## 2か月を超えて一時保護する児童の割合の相関図

相関係数 -0.45731

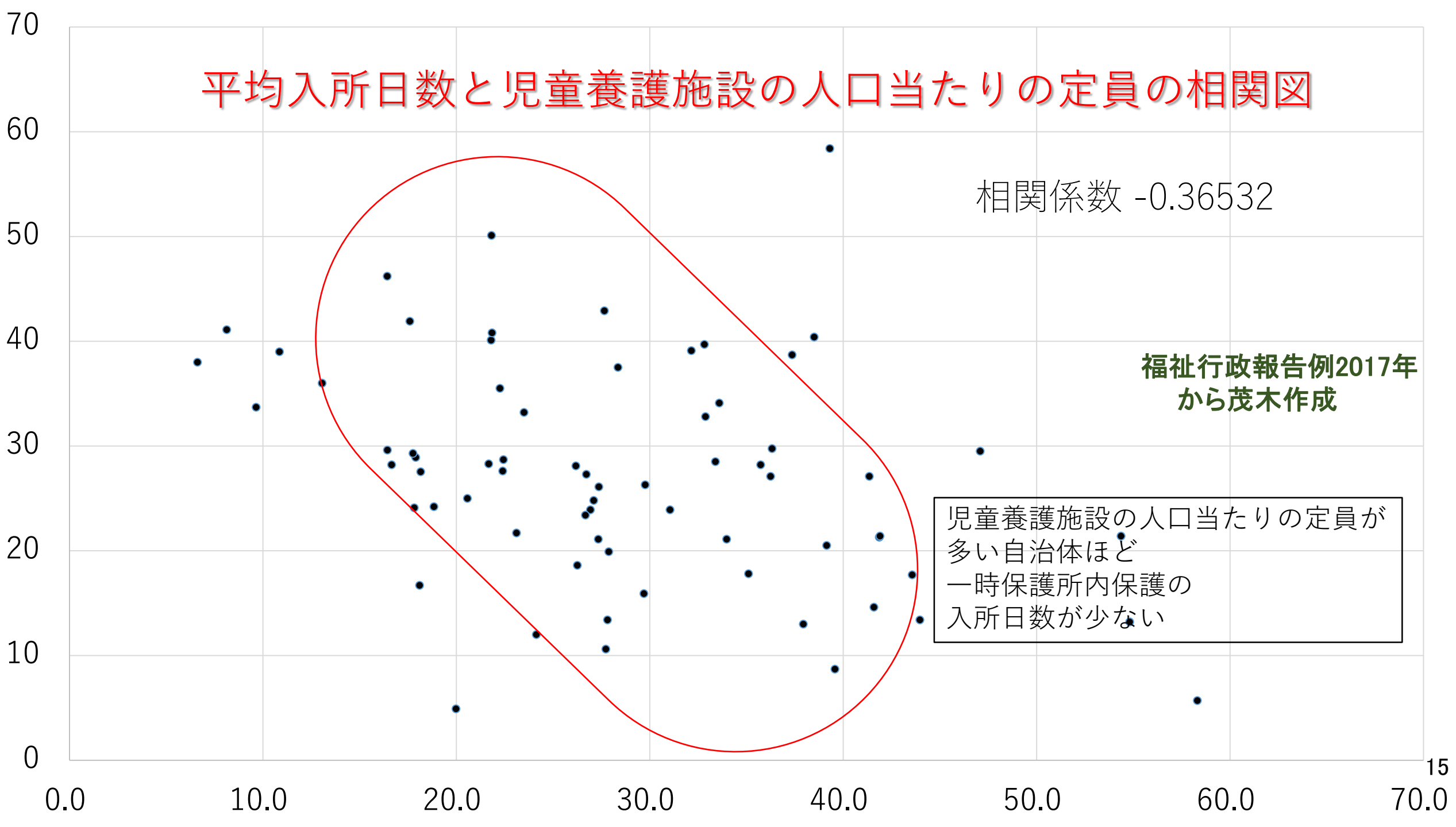


# 平均入所日数と児童養護施設の人口当たりの定員の相関図

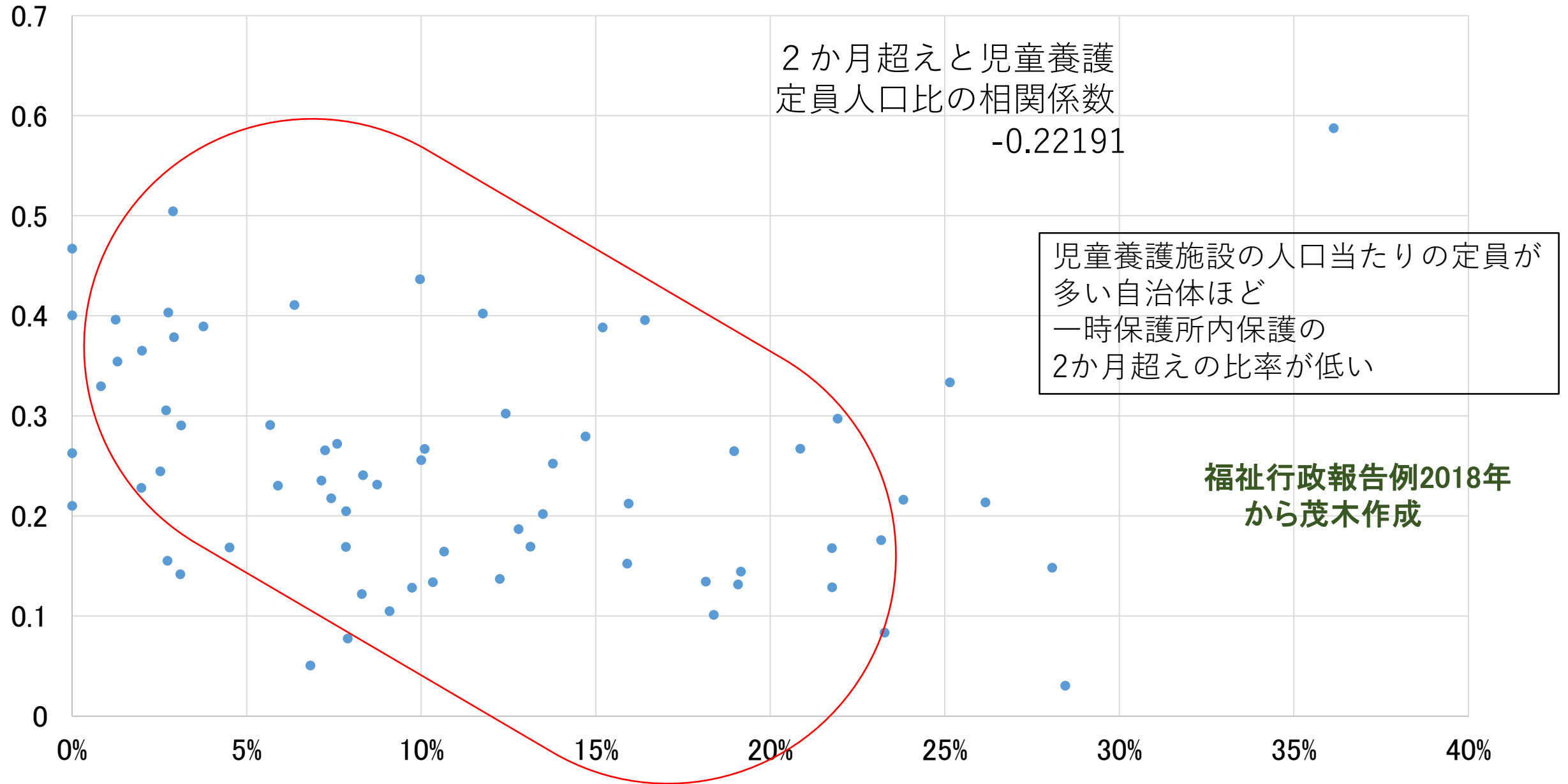
相関係数  $-0.36532$

福祉行政報告例2017年  
から茂木作成

児童養護施設の人口当たりの定員が  
多い自治体ほど  
一時保護所内保護の  
入所日数が少ない

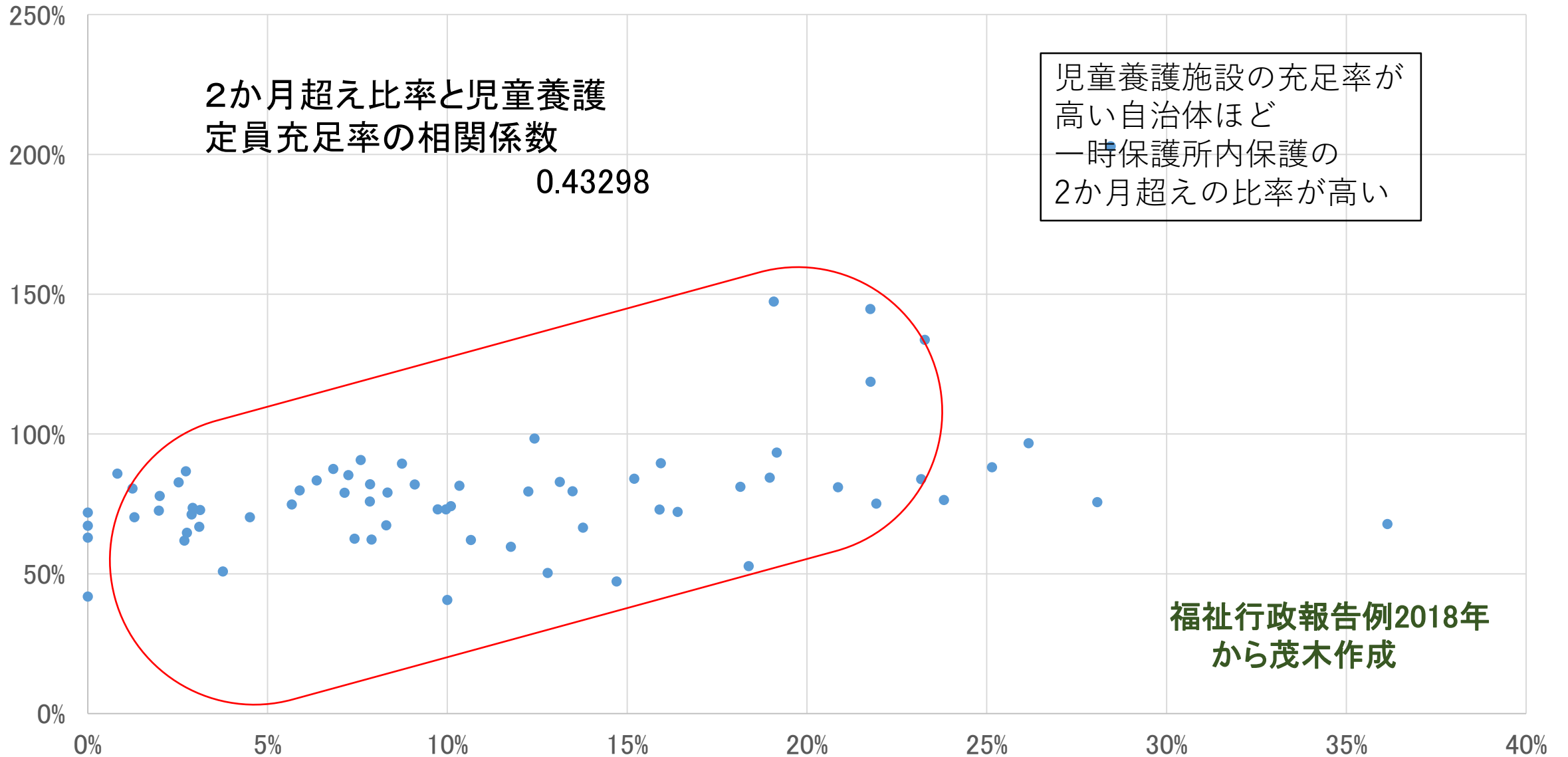


# 2か月超え比率と児童養護施設定員人口比の相関図





# 児童養護入所率と2か月超えの比率の相関図



# 一時保護の長期化は、児童養護施設の入所定員と関連がある

- 一時保護所の平均入所日数は、約30日である。
- 2か月超えの児童の割合の地域差も大きい
- 児童養護施設の人口当たりの定員は自治体間格差が10倍  
(∞かもしれない=その都度定員割愛?)
- 2か月超えの比率と人口当たりの児童養護施設定員や充足率の間に  
相関が認められる。
- 一時保護の長期化の要因が「受け皿」と考えられ、社会的  
養護の整備が欠かせない。  
(児童福祉司の増員が要保護児童を掘り起こすので、さらに整備が必要)

# 一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

主任研究者：筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授 森田展彰

## 長期化する事例は

|          |               |
|----------|---------------|
| 保護の経緯    | 児相長の判断による一時保護 |
|          | 子どもの安全確保のため   |
|          | 調査を必要とするため    |
|          | 一時保護場所が変わった   |
| 親が同意を翻した |               |
| 子ども      | 未熟児・低体重       |
|          | 知的障害          |

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 養育環境  | 主たる養育者が統合失調症    |
|       | ネグレクト           |
|       | 女児の性的虐待         |
|       | 経済的困難           |
|       | ステップファミリー       |
|       | 養育者の孤立          |
|       | 現在過去にきょうだいの虐待あり |
| 家族の自殺 |                 |

# 一時保護の長期化の実態および要因に関する調査研究

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

主任研究者：筑波大学医学医療系社会精神保健学准教授 森田展彰

## 長期化する事例は

福祉司・心理司の面接

福祉司の最初の面接まで1ヶ月以上

福祉司との面接回数が少ない

心理司の最初の面接まで1ヶ月以上

心理司の面接回数が少ない

方針と同意

援助方針会議で方針が決まるまで1ヶ月以上

方針の児童の同意に1ヶ月以上

方針の親の同意に1ヶ月以上